



平成 29 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 東洋紡株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 檜原 誠慈  
(コード 3101 東証第 1 部)  
問い合わせ先 法務部長 高橋 直樹  
(TEL 06-6348-4208)

## 単元株式数の変更および株式の併合ならびに これらにともなう定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更にかかる定款の一部変更について決議するとともに、本年 6 月開催予定の第 159 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社は、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 20 億株から 2 億株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法および割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 200,000,000 株（併合前：2,000,000,000 株）  
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	890,487,922株
併合により減少する株式の数	801,439,130株
併合後の発行済株式総数	89,048,792株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

⑤ 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	1,662名（2.44%）	5,100株（0.00%）
10株以上	66,363名（97.56%）	890,482,822株（100.00%）
合計	68,025名（100.00%）	890,487,922株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 1,662 名（その所有株式の合計は 5,100 株。平成 29 年 3 月 31 日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して処分しその代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の影響等

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の動向等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

定款一部変更は、上記1. に記載の単元株式数の変更および上記2. に記載の株式の併合にともなうもので、会社法182条第2項および第195条第1項の定めに従い、本定時株主総会における議題とすることなく行います。

当社の定款は、上記2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>20</u> 億株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2</u> 億株とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

### 4. 主要日程（予定）

平成29年6月下旬 第159回定時株主総会  
平成29年10月1日 単元株式数の変更の効力発生日  
平成29年10月1日 株式の併合の効力発生日  
平成29年10月1日 定款の一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は、平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買の振替手続との関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合に関するQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式の併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社がかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は、以下のとおりです。

平成29年6月下旬	定時株主総会
平成29年9月27日	当社株式の売買単位が100株に変更
平成29年10月1日	単元株式数変更および株式併合の効力発生日
平成29年11月上旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成29年12月上旬	端数処分代金の支払開始

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるためです。

【株式併合前後の株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり純資産額	資産価値		株式数	1株当たり純資産額	資産価値
1,000株	200円	200,000円		100株	2,000円	200,000円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却処分し、または買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ 2. のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例 2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例 3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 4	7株	なし	なし	なし	0.7株

- 例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は20株、例 3 は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただけます。
- 例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は0.5株、例 4 は0.7株）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- 例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案しますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式にかかる配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【株主名簿管理人】**

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以 上